

(退職された方について残りの税額を一括して徴収される場合)

※1月1日から4月30日までに退職される場合で、新年度の町県民税は新しい勤務先で特別徴収を行うとき。

給与支払報告書にかかると別徴にかかると異なる給与所得者異動届出書

1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

(あて先) 筑前町長 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 報 告 書 取 (特別徴収義務者)	名 称 (氏名)	筑前建設(株)										所 属 筑前町からの 応答される方	総務課 給与係	特別徴収義務者指定番号 0123456789								
		所在地 (住所)	朝倉郡筑前町篠隈373番地										氏 名	筑前 花子	年 度								
		代表者の 職氏名印	筑前 太郎 (印)										電 話 (市外局番 0946) 42 - 1234	年 度	特別徴収義務者指定番号								
個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	給 与 所 得 者	(フリガナ) アサクラ ジロウ	特別徴収税額 (年税額) (ア) 円	徴収済額 6月分から 2月分まで (イ) 円	未徴収税額 (ア)-(イ) 3月分まで 5月分まで (ウ) 円	異 年 月 日 元 年 2 月 28 日	異動事由 ① 退職 2. 死亡 3. 休職 4. 転職 5. 転勤 6. 長期欠勤 7. その他	異動後の未徴収 税額の徴収 * 特別徴収継続 * 一括徴収 * 普通徴収 (本人納付)	異動の事由が 『退職』の場合 年1月1日から 退職時までの給与支払額 286,525 円 控除社会保険料額 14,645 円

★転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

新 し い 勤 務 先	名称 (株)筑前設計コンサルタント	電話番号 (市外局番 0946) 42 - 5678	特別徴収 義務者 指定番号 0987654321	退職手当の支払額 (支払予定額) 2,000,000 円
	所在地 (〒 838 - 0214) 朝倉郡筑前町東小田1234番地56	月割額 _____ 円を 新年度 月分から徴収するように連絡済です。		勤 続 年 数 10 年 1 月

★退職等による残税額の「一括徴収」について、次の欄にご記入ください。

一 括 徴 収 の 理 由	該当するものに○を付してください。 1. 異動が令和 年12月31日まで で、申出があったため。 (月 日申出)	徴 収 予 定 徴収予定月日 2 . 28	徴収予定額 12,300 円	合計額 [上記(ウ) と同額] 12,300 円	一括徴収した税額は 2 月分 (3 月 10 日 納期限 分)で納入します。	処 理 事 項 年度 事業所分 納付書 要・不要 普徴分 納付書 口振 年度 事業所分 納付書 要・不要 普徴分 納付書 口振 備 考
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため。					
	給与所得者印 (朝倉)					
一括徴収 できない 理 由	該当するものに○を付してください。 1. 1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当の支払いがないため。 2. その他 理由 ()					

【記入例2】の内容に加えて、新年度の町県民税を特別徴収する事業所の内容を右欄に記入してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入してください。